

第 45 期定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち書面交付請求に基づく交付書面に記載しない事項)

連 結 計 算 書 類

連結貸借対照表

連結損益計算書

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

計 算 書 類

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

連結計算書類に係る会計監査報告

計算書類に係る会計監査報告

監査等委員会の監査報告

(令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで)

夢みつけ隊株式会社

連結計算書類

連 結 貸 借 対 照 表

(令和7年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	773,254	流 動 負 債	508,590
現 金 及 び 預 金	37,207	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	3,121
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	11,322	短 期 借 入 金	347,714
商 品	10,802	一 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	29,765
販 売 用 不 動 産	711,732	未 払 金	44,104
そ の 他	3,082	そ の 他	83,884
貸 倒 引 当 金	△ 892	固 定 負 債	365,011
固 定 資 産	2,525,679	長 期 借 入 金	333,000
有形固定資産	0	繰 延 税 金 負 債	609
建 物	0	そ の 他	31,401
車 両 運 搬 具	0		
工 具 、 器 具 及 び 備 品	0	負 債 合 計	873,601
機 械 及 び 装 置	0	(純 資 産 の 部)	
投資その他の資産	2,525,679	株 主 資 本	2,375,473
投 資 有 価 証 券	2,200	資 本 金	534,204
関 係 会 社 株 式	2,491,992	資 本 剰 余 金	268,471
そ の 他	31,486	利 益 剰 余 金	1,690,537
貸 倒 引 当 金	△ 0	自 己 株 式	△ 117,739
		その他の包括利益累計額	49,552
		その他有価証券評価差額金	53,502
		退職給付に係る調整累計額	△ 3,949
		非 支 配 株 主 持 分	307
		純 資 産 合 計	2,425,332
資 産 合 計	3,298,934	負 債 純 資 産 合 計	3,298,934

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

〔 令和6年4月1日から
令和7年3月31日まで 〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		251,207
売上原価		88,603
売上総利益		162,603
販売費及び一般管理費		175,899
営業損失		△ 13,296
営業外収益		
受取利息	23	
受取配当	0	
持分法による投資利益	109,699	
償却債権取立益	1,813	
その他	6,144	117,681
営業外費用		
支払利息	12,403	
その他	210	12,614
経常利益		91,770
税金等調整前当期純利益		91,770
法人税、住民税及び事業税	650	
法人税等調整額	636	1,286
当期純利益		90,483
非支配株主に帰属する当期純損失		△ 1
親会社株主に帰属する当期純利益		90,484
(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。		

連結株主資本等変動計算書

〔令和6年4月1日から
令和7年3月31日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	534,204	268,471	1,600,361	△ 117,739	2,285,297
連結会計年度中の 変動額					
親会社株主に帰属する 当期純利益			90,484		90,484
連結子会社株式取得 による持分の増減			△ 308		△ 308
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の 変動額合計	—	—	90,176	—	90,176
当期末残高	534,204	268,471	1,690,537	△ 117,739	2,375,473

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額		
当期首残高	189,858	△ 1,054	—	2,474,101
連結会計年度中の 変動額				
親会社株主に帰属する 当期純利益				90,484
連結子会社株式取得 による持分の増減			308	—
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△ 136,356	△ 2,895	△ 1	△ 139,252
連結会計年度中の 変動額合計	△ 136,356	△ 2,895	307	△ 48,768
当期末残高	53,502	△ 3,949	307	2,425,332
(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。				

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- | | |
|-----------|----------------------------------|
| ・連結子会社の数 | 2社 |
| ・連結子会社の名称 | 株式会社ホット・コミュニケーション
ライフステージ株式会社 |

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の状況

- | | |
|--------------|----------------|
| ・持分法適用の関連会社数 | 1社 |
| ・関連会社の名称 | 技研ホールディングス株式会社 |

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の事業年度は、連結会計年度と一致しております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- | | |
|----------|--|
| ・時価のあるもの | 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。 |
| ・時価のないもの | 移動平均法による原価法によっております。 |

ロ. 棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

- | | |
|---------|-------|
| ・商品 | 移動平均法 |
| ・販売用不動産 | 個別法 |

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

コールセンター業務以外の機械及び装置、建物（附属設備を含む）については定額法により償却しており、器具及び備品、車両運搬具、コールセンター業務の機械及び装置については、定率法により償却しております。なお、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で償却する方法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社および連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

イ. 通販事業

通販事業においては、主にカタログ通信販売、健康食品や消耗品等の頒布販売を行っております。このような製品の販売については、出荷と引き渡し時点に重要な相違はなく、出荷した時点で顧客が当該製品に対する支配を獲得していることから、履行義務が充足されると判断し、出荷した時点で収益を認識しております。

また、メンバーズ倶楽部の年会費収入その他サービスのサービス役務については、履行義務を充足するにつれて収益を認識しております。

ロ. 不動産事業

不動産事業においては、不動産の賃貸及び販売用不動産の売却を行っております。不動産の賃貸については、契約期間を履行義務の充足期間として、履行義務を充足するにつれて一定の期間に渡り均等に収益を認識しております。また、販売用不動産の売却については、顧客との不動産売買契約において、受注した不動産を引き渡す義務を負っており、これらの履行義務を充足する時点は、通常販売用不動産の引渡時であることから、当該販売用不動産の引渡時点で収益を認識しております。

ハ. 介護事業

介護事業においては、通所介護サービス（デイサービス）を提供しております。通所介護サービスについては、履行義務が充足される役務提供完了時点で収益を認識しております。

⑤ 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の期間費用として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号令和4年10月28日。以下「令和4年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、令和4年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 令和4年10月28日。以下「令和4年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、令和4年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結計算書類となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

（販売用不動産の評価）

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

販売用不動産 711,732千円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

販売用不動産は期末における取得原価をもって連結貸借対照表価額とし、正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、収益性が低下しているとみて、当該正味売却価額をもって連結貸借対照表価額とするとともに、取得原価と当該正味売却価額との差額は当期の費用として処理しております。

②主要な仮定

正味売却価額の算定に用いた主要な仮定は、販売見込額と販売経費等見込額であり、不動産鑑定評価基準を参考に近隣の取引事例から比準した価格、公示価格、路線価による相続税評価額等を勘案しております。

③翌年度の連結計算書類に与える影響

不動産市場の変化や経済情勢の変化により、販売見込額が低下した場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

現金及び預金	4,000千円
販売用不動産	642,416千円
計	646,416千円

② 担保に係る債務

短期借入金	5,830千円
1年内返済予定の長期借入金	29,765千円
長期借入金	133,000千円
計	168,596千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 89,712千円

(3) 有形固定資産の減損損失累計額 60,005千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	10,458千株	一千株	一千株	10,458千株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	341千株	一千株	一千株	341千株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

該当事項はありません。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、非上場株式として保有しているものであります。

営業債務である買掛金は2ヶ月以内の支払期日であります。

未払金は2ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に投資に係る資金調達及び運転資金調達を目的としたものであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、経理担当が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務担当が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、短期借入金、未払金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
投資有価証券 其他有価証券	一千円	一千円	一千円
資産計	—	—	—
長期借入金	362,766	348,527	△14,238
負債計	362,766	348,527	△14,238

(注) 市場価格のない株式等

区 分	連結貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	2,200

これらについては、「投資有価証券」に含めておりません。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	348,527	—	348,527

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される
利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日）

（単位：千円）

	通販小売事業	不動産事業	介護事業	合計
一定時点で移転される財	74,787	—	56,494	131,282
一定の期間にわたり移転される財	83,751	—	—	83,751
顧客との契約から生じる収益	158,538	—	56,494	215,033
その他の収益	—	36,173	—	36,173
外部顧客への売上高	158,538	36,173	56,494	251,207

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記（4）会計処理基準に関する事項 ④ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

（単位：千円）

	当連結会計年度
契約負債（期首残高）	252
契約負債（期末残高）	512

（注）契約負債は自社ポイント制度において、将来使用されると見込まれる残高を計上したものであります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

期首現在の契約負債の残高は、全て当連結会計年度に認識された収益の額に含まれております。

② 残存履行義務に配分した取引価格

（単位：千円）

	当連結会計年度
1年以内	512

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	239円71銭
(2) 1株当たり当期純利益	8円94銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類

貸 借 対 照 表

(令和7年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	763,817	流動負債	521,510
現 金 及 び 預 金	36,193	買掛金	3,121
売 掛 金	2,521	短期借入金	367,714
商 品	10,802	一年内返済予定の長期借入金	29,765
販 売 用 不 動 産	711,732	未払金	45,152
前 払 費 用	1,430	未払費用	56,468
そ の 他	2,030	前受金	6,497
貸 倒 引 当 金	△ 892	未払消費税	2,040
固 定 資 産	960,797	預り金	4,393
有形固定資産	0	未払法人税等	5,126
機 械 及 び 装 置	0	その他	1,229
工 具 、 器 具 及 び 備 品	0	固定負債	364,141
投資その他の資産	960,797	長期借入金	333,000
投 資 有 価 証 券	2,200	その他	31,141
関 係 会 社 株 式	928,420		
そ の 他	30,177	負 債 合 計	885,651
貸 倒 引 当 金	△0	(純 資 産 の 部)	
		株 主 資 本	838,963
		資 本 金	534,204
		資 本 剰 余 金	266,761
		そ の 他 資 本 剰 余 金	266,761
		利 益 剰 余 金	155,737
		そ の 他 利 益 剰 余 金	155,737
		繰 越 利 益 剰 余 金	155,737
		自 己 株 式	△ 117,739
		純 資 産 合 計	838,963
資 産 合 計	1,724,615	負 債 純 資 産 合 計	1,724,615

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 〔 令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで 〕 (単位：千円)		
科 目	金 額	
売 上 高		200,712
売 上 原 価		79,065
売 上 総 利 益		121,647
販売費及び一般管理費		129,432
営 業 損 失		△ 7,784
営 業 外 収 益		
債 務 勘 定 整 理 益	5,084	
そ の 他	5,974	11,058
営 業 外 費 用		12,921
経 常 損 失		△ 9,648
税 引 前 当 期 純 損 失		△ 9,648
法人税、住民税及び事業税	290	
法 人 税 等 調 整 額	581	871
当 期 純 損 失		△ 10,520
(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。		

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資本金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金
		その他 資本剰余金	その他利益剰余金 繰越 利益剰余金
当 期 首 残 高	534,204	266,761	166,257
事 業 年 度 中 の 変 動 額			
当 期 純 損 失			△ 10,520
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)			
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	—	—	△ 10,520
当 期 末 残 高	534,204	266,761	155,737

	株主資本		純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	
当 期 首 残 高	△ 117,739	849,484	849,484
事 業 年 度 中 の 変 動 額			
当 期 純 損 失		△ 10,520	△ 10,520
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)			
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	—	△ 10,520	△ 10,520
当 期 末 残 高	△ 117,739	838,963	838,963
(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。			

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。

② その他有価証券

- ・ 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。
- ・ 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。

2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

- ・ 商品、貯蔵品 移動平均法
- ・ 販売用不動産 個別法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

機械及び装置については定額法により償却しており、器具及び備品については定率法により償却しております。なお、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で償却する方法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

イ. 通販事業

通販事業においては、主にカタログ通信販売、健康食品や消耗品等の頒布販売を行っております。このような製品の販売については、出荷と引き渡し時点に重要な相違はなく、出荷した時点で顧客が当該製品に対する支配を獲得していることから、履行義務が充足されると判断し、出荷した時点で収益を認識しております。

また、メンバーズ倶楽部の年会費収入その他サービスのサービス役務については、履行義務を充足するにつれて収益を認識しております。

ロ. 不動産事業

不動産事業においては、不動産の賃貸及び販売用不動産の売却をおこなっております。不動産の賃貸については、契約期間を履行義務の充足期間として、履行義務を充足するにつれて一定の期間に渡り均等に収益を認識しております。また、販売用不動産の売却については、顧客との不動産売買契約において、受注した不動産を引き渡す義務を負っており、これらの履行義務を充足する時点は、通常販売用不動産の引渡時であることから、当該販売用不動産の引渡時点で収益を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

1) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し換算差額は損益として処理しております。

2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の期間費用として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 令和4年10月28日。以下「令和4年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、令和4年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(販売用不動産の評価)

連結注記表「3. 会計上の見積りに関する注記(販売用不動産の評価)」の内容と同一であるため、注記を省略しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

現金及び預金	4,000千円
販売用不動産	642,416千円
計	646,416千円

② 担保に係る債務

短期借入金	5,830千円
1年内返済予定の長期借入金	29,765千円
長期借入金	133,000千円
計	168,596千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 6,290千円

(3) 有形固定資産の減損損失累計額 12,529千円

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務(区分掲記されたものを除く)

短期金銭債権	988千円
短期金銭債務	24,194千円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

売上高	6,000千円
販売費及び一般管理費	19,384千円
営業取引以外の取引高	427千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	341千株	一千株	一千株	341千株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
商品評価損否認	20,697
ポイント引当金否認	156
返品調整引当金否認	38
貸倒引当金損金算入限度超過額	273
投資有価証券評価損否認	33,105
関係会社株式評価損否認	15,610
減損損失否認	18,148
繰越欠損金	70,203
その他	15,912
繰延税金資産小計	174,146
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△70,203
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△103,943
評価性引当額小計	△174,146
繰延税金資産合計	—

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社等

種類	会社等の 名称又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者との関 係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 熱ホット・コミュニ ケーション	沖縄県那覇市	10,000	コールセンター業務	100.0 [—]	役員の兼任 役務の提供 業務の委託 他	業務の委託 (注)	19,384	未払金	2,335
									短期借入金	20,000
							立替金の増加 (注)	16,343	その他 (流動資産)	—
							立替金の減少 (注)	16,343		
	ライフステージ㈱	千葉県八千代市	73,000	介護サービス	99.9 [—]	資金の貸付	資金の貸付 (注)	4,888	その他 (流動資産)	988
							資金の回収 (注)	10,000		

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の 名称又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者との関 係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員、個 人主要株 主及びそ の近親者 が議決権 の過半数 を所有し ている会 社	㈱ピコイ	東京都千代田区	763,650	住宅関連事業	— [—]	役員の兼任 資金の借入 役務の提供 他	資金の借入 (注)	118,610	短期借入金	326,402
							資金の返済 (注)	55,050		
							利息の計上 (注)	5,253	未払費用	49,861
							役務の提供 (注)	56,400	—	—
	フリージアハウス㈱	東京都千代田区	100,000	住宅関連事業	— [—]	貸貸先	賃借料等の計上 (注)	3,211	未払金	11,375
	装いの道㈱	東京都千代田区	87,000	衣料用繊維製品の 製造・販売	— [—]	経費の立替 役務の提供	—	—	その他 (固定負債)	19,927
							役務の提供 (注)	13,874	—	—
	マツヤハウジング㈱	東京都千代田区	10,000	不動産の販売・管理	— [—]	資金の借入 経費の立替	資金の借入 (注)	23,750	短期借入金	15,481
							資金の返済 (注)	8,269		
							立替金の増加 (注)	42,975	その他 (流動資産)	—
							立替金の減少 (注)	51,672		
	フリージアトレー ディング㈱	東京都千代田区	10,000	投資・流通サービス事業	— [—]	業務の委託	—	—	未払金	13,994

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) (1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を参考にして両者協議のもとで取引価額を決定しております。
- (2) 資金の借入については、当社の運転資金として貸付を受けたものであります。利率は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
- (3) 経費の立替については、主に人件費等の立替であります。
- (4) 資金の返済及び立替金の減少には、相殺等による減少も含まれております。

10. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	82円93銭
(2) 1株当たり当期純損失(△)	△1円04銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

令和 7 年 5 月 30 日

夢みつけ隊株式会社

取締役会 御中

清 流 監 査 法 人

東京都港区

代 表 社 員

業務執行社員

代 表 社 員

業務執行社員

公認会計士 安 田 裕

公認会計士 加 悦 正 史

監査意見

当監査法人は、会社法第 444 条第 4 項の規定に基づき、夢みつけ隊株式会社の令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、夢みつけ隊株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成

することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

令和7年5月30日

夢みつけ隊株式会社

取締役会 御中

清流監査法人

東京都港区

代表社員

業務執行社員

代表社員

業務執行社員

公認会計士 安 田 裕

公認会計士 加 悦 正 史

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、夢みつけ隊株式会社の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整

備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第45期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査担当と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清流監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人清流監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和7年6月2日

夢みつけ隊株式会社 監査等委員会
監査等委員 田代 秀之
監査等委員 大高 英夫
監査等委員 小畑 元

(注) 監査等委員大高英夫氏及び小畑元氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。